

見積依頼書

令和8年2月24日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 久島 秋浩

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和8年度プロパンガス購入(日向地区)
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-1
(宮崎港湾・空港整備事務所 細島港分室)

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年度法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (5) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売(営業品目:燃料類)」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
又は、当該競争参加資格を有しない者にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係)において「プロパンガス」の納入実績を有する者であること。
- (6) 本契約の履行場所を含む区域における、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条の登録を受けていること。

3 問合せ先

〒880-0858

宮崎市港1丁目16番地

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所 総務課 品質管理係

電話番号 0985-25-5375

メールアドレス: miyazaki-k89my@mlit.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり
- (2) 配布場所 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報

(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/>)
電子調達システム
(<https://www.p-portal.go.jp/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期間 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ
- (4) 回 答 回答書を九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報 (<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/>) に掲載することにより回答する。

6 参考見積書及び参加資格確認書類の提出方法、期間

- (1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。
- (2) 参考見積書の様式は任意とするが、項目ごとの消費税抜きの単価を記載すること。
(記載例) ・1ヶ月あたりの基本料金（必要な場合に計上）
・供給に必要な機器及び設置費用1式（必要な場合に計上）
・1㎡あたりの単価
- (3) 本見積依頼書 2. (6) の参加資格要件を確認するため、液化石油ガス販売事業の登録を受けていることを証する書類として、次のいずれかを提出すること。
 - ① 登録行政庁（都道府県知事、指定都市の長、又は経済産業大臣）が発行した「登録通知書」の写し
 - ② 第3条の2第1項に基づき登録行政庁が作成する「液化石油ガス販売事業者登録簿」の謄本又はその写しなお提出にあたっては、参考見積書とあわせて提出すること。
- (4) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (5) 提出期間 別表のとおり
- (6) 提出場所 上記3に同じ

7 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期限 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ

8 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
- (2) 場 所 上記3に同じ
- (3) 見積参加者の立会いは省略する。

9 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付（様式－1）のとおりとする。
- (2) 参加者は、仕様書に記載された予定数量に単価を乗じて算出した総価（基本料金及び供給機器設置費用等の一切の費用を含む）をもって契約希望金額を見積もるものとする。
- (3) 参加者は、見積金額の内訳を表示した見積内訳書を見積書と同時に提出することとし、見積内訳書の様式は添付（様式－2）のとおりとする。見積書の提出方法が持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）の場合は、見積書と見積内訳書を同じ封筒に入れて提出すること。見積内訳書の合計欄の金額が、見積書記載の金額と一致するように記載するものとし、事後的に金額を訂正することは認めない。
- (4) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (5) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、提出すること。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- (4) 見積合わせの結果は、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報 (<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/>) において、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

13 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

14 その他

- (1) 質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (2) 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (4) 詳細は、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。
- (5) 契約締結は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。なお、契約日にかかわらず、契約期間の始期は令和8年4月1日とする。

(別表)

見積合わせ手続きに係る期限等

仕様書等の配付期間	令和8年2月24日(火)から令和8年3月13日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
仕様書等の質問期間	令和8年2月24日(火)から令和8年3月3日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
質問に対する回答	令和8年3月4日(水)から令和8年3月10日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (初日は13時00分から、最終日は15時00分まで)
参考見積書及び参加資格確認書類の提出期間	令和8年3月5日(木)から令和8年3月10日(火)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
見積書の提出期間	令和8年3月11日(水)から令和8年3月13日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
見積合わせの日時	令和8年3月16日(月) 14時00分

(別添1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

見積書

契約名 令和8年度プロパンガス購入(日向地区)

見積金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、上記のとおり見積します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先電話番号は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先2:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

見積内訳書

(単位:円、税抜き)

品 目	単位	数量	単 価	金 額
プロパンガス	m ³	20		
基本料金	月	12		
供給機器設置費用	式	1		
合 計				

※合計欄＝見積書記載の見積金額

- 1) 上記の品目以外の項目を記載する必要がある場合は適宜項目を追加したうえで各金額を記載すること。
ただし、「値引き」・「割引き」・「調整額」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- 2) 上記の契約単価には取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない。
- 3) 仕様書8. 支払条件に基づき受注者が発注者に請求できる金額は、上記の契約単価に検査に合格した各月の既履行分の数量を乗じて得た額の合計額に、その取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)とする。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先電話番号は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:○○○-○○○-○○○○

連絡先2:○○○-○○○-○○○○

仕様書

1. 件名 令和8年度プロパンガス購入(日向地区)

2. 目的

本件は、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所細島港分室で使用するプロパンガスを購入するものである。

なお、1m³あたりの単価を定め、使用量に応じて支払う単価契約とする。

3. 納入場所

宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-1

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所細島港分室

4. 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

5. 契約の履行に要する費用

受注者は、上記納入場所へのプロパンガス容器の運送・搬入・設置費用、納品書等の書類作成費用、供給に必要な機器の設置費用、その他契約の履行のために必要となる一切の費用は、受注者の負担とし、契約金額に含まれるものとする。

また、契約終了後、機器の撤去が必要となった場合は、その費用は受注者の負担とする。

6. 予定数量

年間予定数量 20m³

※予定数量について、実績と相違あっても了承すること。

7. 検査

受注者は、ガスメーターの検針票を毎月、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所総務課へ提出するものとし、その検針票の確認をもって検査とする。

8. 支払条件

受注者は、1ヶ月分を月末締めにより取りまとめたプロパンガス使用量に、契約時に定めた契約単価を乗じた金額及び基本料金等を加算して得た額の合計額に、その取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を請求書により、原則、翌月までに発注者に請求するものとし、発注者は請求書を受領したのち、30日以内に支払を行うものとする。

なお、機器の設置費用等の請求は、別途協議するものとする。

9. その他

- (1)受注者は、善良な管理者の注意をもってプロパンガス容器を搬入等しなければならない。搬入等にあたっては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等の関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。庁舎等の設備等に損傷等を与えないよう十分注意する、庁舎等に損傷等を与えた場合は、受注者の負担により原形に復旧するものとする。
- (2)本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、当局と受注者で協議を行うものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1)当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2)(1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3)(1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4)当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより供給に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

令和4年8月25日
改正 令和4年9月22日
改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するものうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 見積合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 五 その他、見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

2 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(見積依頼の方法等)

第5条 見積依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム(GEPS)から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

(見積書の提出等)

第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。

- 2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。
- 3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。
- 4 見積書は、電子メール、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること(提出期間内必着。)
- 5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。
- 6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格(後継品若しくは同等品)で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積書の無効)

第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
- 二 見積書の提出期限後に到達した見積書
- 三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書
- 四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書
- 五 記名押印を欠く見積書(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書)
- 六 金額を訂正した見積書
- 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- 八 明らかに連合によると認められる見積書
- 九 その他見積に関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で見積価格で、最も低い価格

の見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

第10条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
- 3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。
- 5 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第12条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求められている場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。